

笠間市福ちゃんの森公園管理運営基金の設置について

堂ノ池整備事業による福ちゃんの森公園の維持管理費の負担について、茨城県、一般財団法人茨城県環境保全事業団、エコフロンティアかさま福田地区対策協議会及び笠間市の4者による協議を行った結果、市が3分の1、事業団が3分の2を負担することとなり、協定の締結、覚書の取り交わしをいたしました。

これに伴い、事業団から福ちゃんの森公園の管理費用について一括支払いを受けることとなったため、標記基金を設置し、運用を行うものです。

なお、本基金は、福ちゃんの森公園の管理運営の費用にのみ充てることとし、運用を行ってまいります。

＜協定及び覚書の概要＞

堂ノ池整備に関する覚書に基づく費用負担協定書	茨城県 事業団 対策協議会 笠間市	福ちゃんの森公園の維持管理費の負担について、平成30年度から24箇年度の期間において、市が3分の1、事業団が3分の2を負担することを定めるもの。
堂ノ池整備に関する覚書に基づく費用負担協定書に係る支払に関する覚書	事業団 笠間市	事業団が負担する福ちゃんの森公園の維持管理費の支払方法等を定めるもの。

＜管理運営費の見込額等＞

24年間の管理運営費の見込額：年額 約9,000千円 × 24年間 = 216,000千円

負担割の目安

市費 9,000千円 × 1/3 × 24年 = 72,000千円

事業団 9,000千円 × 2/3 × 24年 = 144,000千円

市は、上記の事業団負担分である144,000千円を概算費用として平成30年度中に支払を受け、基金として運用します。

市は、毎年度の維持管理費の推移を把握し、事業団の負担額に不足が生じるときのみ5年後及び事業団の最終処分場の埋立終了時点で負担額の見直しを行うこととします。